第２期

夕張市
子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和２年３月

夕張市

計画の概要

計画策定の背景

平成 24 年８月、待機児童問題の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育と地域の子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するため「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連３法」が制定され、この法律に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年４月にスタートしました。

本市では、子ども施策を総合的かつ計画的に進め、さまざまな課題の解決に取り組むため、幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を「第１期　夕張市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）として平成 27 年３月に策定しました。

その後、毎年度の評価・点検を経ながら計画を推進してまいりましたが、第１期計画期間が令和元年度で終了するため、この度、令和２年度から令和６年度の５年間を計画期間とする「第２期　夕張市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定することとなりました。

計画の目的・性格

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村・子ども子育て支援事業計画」です。すべての子どもが安全・安心かつ健やかに育つことができる環境を確保し、子どもとその保護者に必要な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的としています。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）として位置づけます。
- 本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

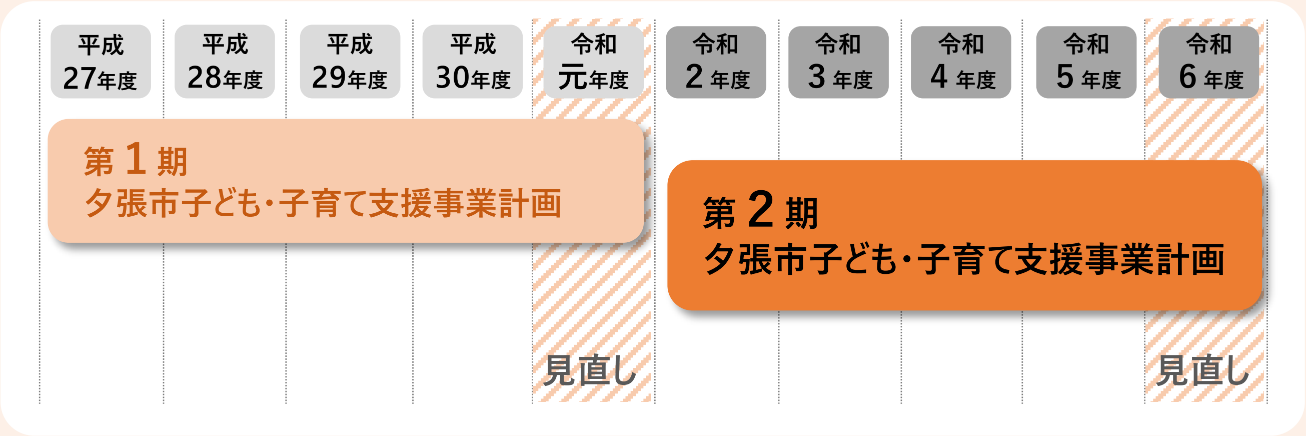

計画の基本理念及び基本計画と施策の体系

本市では、本市で暮らす子どもたちが元気に健やかに、笑顔を絶やすことなくのびのびと育っていくことを願い、実現に向けたまちづくりを目指します。また、子育てをする両親、その家族など、全ての養育者が子育てに喜びを感じられる子育て環境づくりを目指します。

基本理念 子どもの笑顔輝く　子育ての喜びあふれるまち　ゆうばり

子ども子育て支援施策の展開

基本目標	施策	事業
基本目標1 子どもの健全育成	施策1 教育・保育の一体的な提供の推進 施策2 教育・保育施設の質の向上 施策3 食育の推進 施策4 教育環境の充実 施策5 思春期における保健対策の充実	主要事業
基本目標2 安心して子育てができる生活環境の整備	施策1 母子並びに乳幼児の健康の確保 施策2 小児医療体制の確保 施策3 仕事と子育ての両立支援 施策4 子育てを支援する生活環境の整備 施策5 子どもの安全を確保する環境の整備	主要事業
基本目標3 全ての子どもとその家庭の安全確保	施策1 社会的養育体制の整備と児童虐待防止対策の充実 施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進 施策3 障がいのある子どもに対する施策の推進 施策4 生活困難を抱える家庭と子どもへの支援 施策5 外国人児童に対する支援の充実	主要事業
基本目標4 地域における子育て支援	施策1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 施策2 地域における子育て環境の充実 施策3 子どもの居場所づくりの促進	主要事業

基本目標１　子どもの健全育成

施策１　教育・保育の一体的な提供の推進

施策２　教育・保育施設の質の向上

施策３　食育の推進

主要事業

- 乳幼児栄養相談事業
- 学校栄養職員による食育の充実
- 学童・思春期への食育推進事業

施策４　教育環境の充実

主要事業

- 学力向上に向けた取組
- 幼児教育の充実
- 多様な体験活動の機会の充実
- 家庭教育の充実

施策５　思春期における保健対策の充実

主要事業

- 学校での保健指導の充実
- 有害環境対策の推進
- 思春期保健対策の充実

基本目標２　安心して子育てができる生活環境の整備

施策１　母子並びに乳幼児の健康の確保

主要事業

- 予防接種事業
- 乳児健康診査
- 妊娠届出時面接相談
- 幼児の健康診査

施策２　小児医療体制の確保

主要事業

- 相談支援等
- 学小児医療の確保

施策３　仕事と子育ての両立支援

主要事業

- 男女共同参画意識啓発事業
- 仕事と子育ての両立のための広報・啓発、情報提供

施策４　子育てを支援する生活環境の整備

主要事業

- 住宅取得・リフォーム支援事業
- 公共施設の施設整備
- 公共施設のバリアフリー化
- 公園・児童遊園整備

施策５　子どもの安全を確保する環境の整備

主要事業

- 防犯対策巡回パトロール活動
- 交通安全施設等整備

基本目標３　全ての子どもとその家庭の安全確保

施策１　社会的養育体制の整備と児童虐待防止対策の充実

主要事業

- 児童虐待防止対策
- 夕張市要保護児童対策地域協議会

施策２　ひとり親家庭の自立支援の推進

主要事業

- 母子・父子自立支援員の配置
- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療給付事業

施策３　障がいのある子どもに対する施策の推進

主要事業

- ことばの教室
- 障がい児の通所支援
- 特別支援教育の推進

施策４　生活困難を抱える家庭と子どもへの支援

主要事業

- 保育料の軽減措置
- 就学援助費の支給

施策５　外国人児童に対する支援の充実

基本目標４　地域における子育て支援

施策１　子育てに関する情報提供・相談体制の充実

主要事業

- 育児教室
- 相談機関の充実と関係機関との連携の強化
- 子育てに関する情報提供

施策２　地域における子育て環境の充実

主要事業

- 民生委員・児童委員活動
- 子ども読書活動推進事業
- 児童相談・教育相談体制の充実
- スポーツ環境の整備

施策３　子どもの居場所づくりの促進

主要事業

- 子どもの居場所づくり対策

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

教育・保育の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法第 61 条第２項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

保護者の通勤上の都合などに合わせ、施設を選択する場合もあり、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや、区域内の量の見込み、量の調整が容易であり、利用者にとって利便性が高いことから、次のとおり夕張市全域を１区域として設定します。

子どもの人口推計

本市の計画期間における年少人口の推計をみると、令和２年では 300 人ですが、令和６年は 212 人となり、減少傾向となることが予測されます。

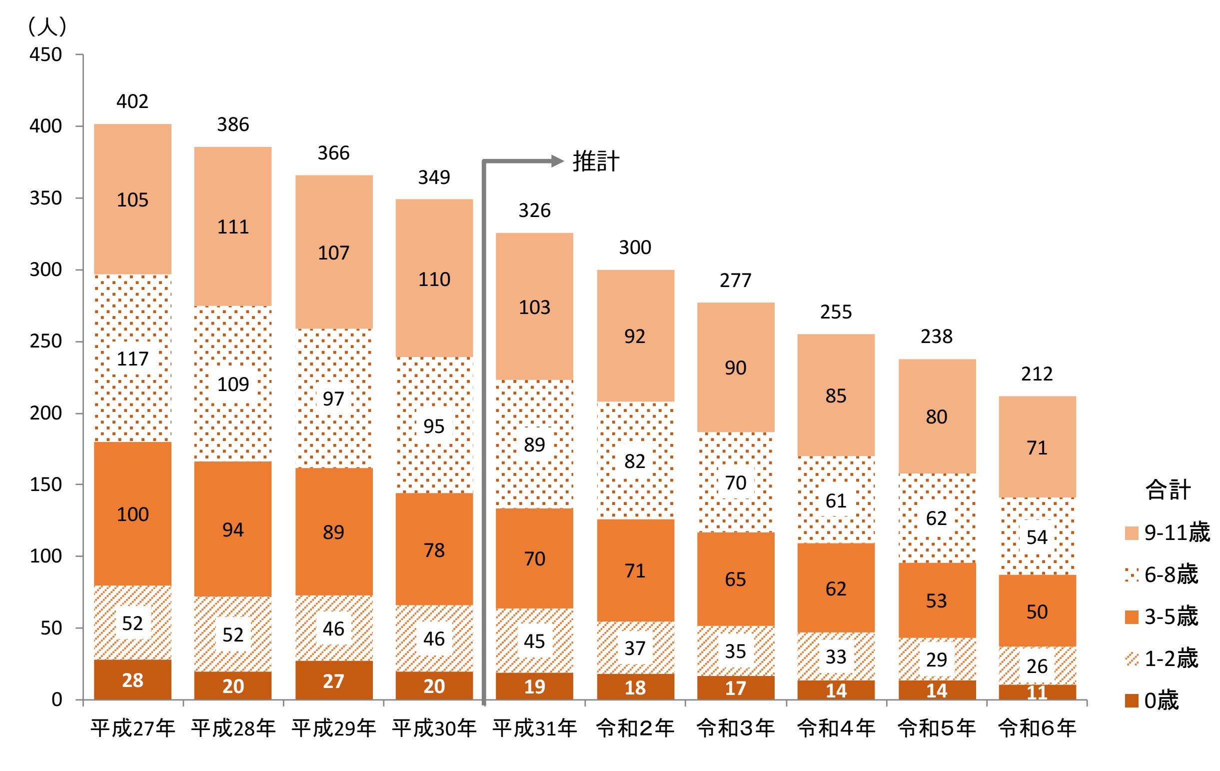

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計	402	386	366	349	326	300	277	255	238	212
9-11歳	105	111	107	110	103	92	90	85	80	71
6-8歳	117	109	97	95	89	82	70	61	62	54
3-5歳	100	94	89	78	70	71	65	62	53	50
1-2歳	52	52	46	46	45	37	35	33	29	26
0歳	28	20	27	20	19	18	17	14	14	11

資料：平成 27 年～平成 30 年の住民基本台帳（各年４月１日）の人口実績を用いて、コーホート変化率法で算出しています。

教育・保育の量の見込みと確保の方策

本市の教育・保育の量の見込みと確保の方策は次の通りです。

認定区分 ▶▶▶

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満３歳以上	幼児期の学校教育	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定		保育の必要性あり	主に保育園、認定こども園に該当
3号認定	満３歳未満		保育園、認定こども園、地域型保育に該当

教育・保育施設の量の見込みと確保の方策 ▶▶▶

認定区分		令和２年度	令和６年度
1号認定	量の見込み	15 人	10 人
	確保の方策	70 人	25 人
2号認定	量の見込み	52 人	37 人
	確保の方策	60 人	55 人
3号認定（０歳）	量の見込み	4 人	2 人
	確保の方策	17 人	17 人
3号認定（１～２歳）	量の見込み	24 人	17 人
	確保の方策	28 人	23 人

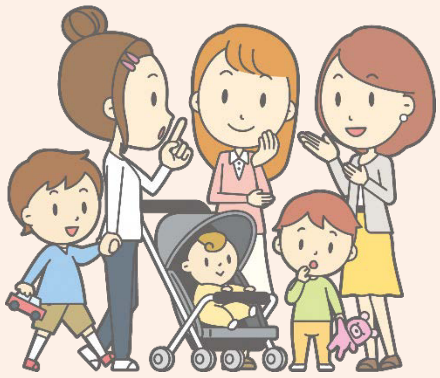

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画策定にあたり、利用状況を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の確保の方策は次の通りです。

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策 ▶▶▶

事業名	事業内容	確保の方策	
		令和２年度	令和６年度
利用者支援事業（基本型・特定型）	子育て支援の情報提供や相談・助言等を行うなど、関係機関との連絡調整を行う事業です。	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。	12 人（月延べ利用者数）	10 人（月延べ利用者数）
妊婦健診事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。	18 人	15 人
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握を行います。	18 人	15 人

事業名	事業内容		確保の方策	
			令和２年度	令和６年度
養育支援訪問事業 その他要保護児童等に資する事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問して保護者の育児や家事等の養育能力を向上させる支援を行う事業です。		11 人	9 人
子育て短期支援	家庭での養育が一時的に困難となった児童に対して、宿泊を伴う保育を行う事業です。		0 人	0 人
子育て援助活動支援事業 （就学後）	子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助することを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。		0 人	0 人
一時預かり事業	保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園、認定こども園において一時的に預かる事業です。	幼稚園型	400 人 （年間延べ利用者数）	400 人 （年間延べ利用者数）
		幼稚園型以外	307 人 （年間延べ利用者数）	218 人 （年間延べ利用者数）
時間外保育事業 （延長保育・休日保育）	保育利用者を対象に、保育園、認定こども園で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。		3 か所	3 か所
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	放課後や学校休業日に子どもたちが安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。		50 人	50 人
病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にある子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育等を行う事業です。		0 人 （年間延べ利用者数）	0 人 （年間延べ利用者数）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。市が定める基準に該当した世帯に対して支援を行います。			
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	待機児童解消加速化プランによる保育の受皿の拡大等を目的とした、小規模保育などの設置を促進していく事業です。			

第２期夕張市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行・編集　夕張市教育委員会

〒068-0536　北海道夕張市南清水沢４丁目 48 番地 12

（夕張市拠点複合施設「りすた」内）

電話：0123-57-7582　FAX：0123-57-7710